

七ヶ浜町第4期障害福祉計画

(案)

パブリックコメント

H26.12.16 から H27.1.8 まで

七ヶ浜町地域福祉課

＜七ヶ浜町第4期障害福祉計画策定委員会＞

第 1 節 障害福祉計画の理念

■ 基本理念

平成 18 年度に障害者自立支援法が施行され、障害の種類にかかわらず福祉サービスが共通の制度により提供されるようになりました。また、障害者自立支援法では、サービスの提供体制や円滑な実施を確保するため、障害福祉計画の策定を市町村に義務づけています。さらに、平成 25 年度には「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ法改正され、難病患者等も支援の対象となりました。

全ての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、制度の改正に留意しながら、より一層の障害者福祉の向上を目指します。

本計画は七ヶ浜町障害者計画と一体的に策定していることから、基本理念についても同様に「地域で自分らしく、安心して暮らせるまち」とします。

今回の第 4 期障害福祉計画策定にあたっては、第 3 期計画の基本的理念を継承しつつ、引続き次の点に留意しました。

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②一元的な障害福祉サービスの実施
- ③地域生活移行や就労支援に対応したサービス提供体制の整備

また、国及び県とともに、次の目標を掲げ、障害福祉施策を推進していくことになっています。

- 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2. 障害者の地域生活の支援
- 3. 福祉施設から一般就労への移行

これに伴い、本町でも国及び県から示された目標値を参考に、第 3 期計画の進捗状況等を踏まえ、次の目標数値を掲げて障害福祉施策を推進しています。

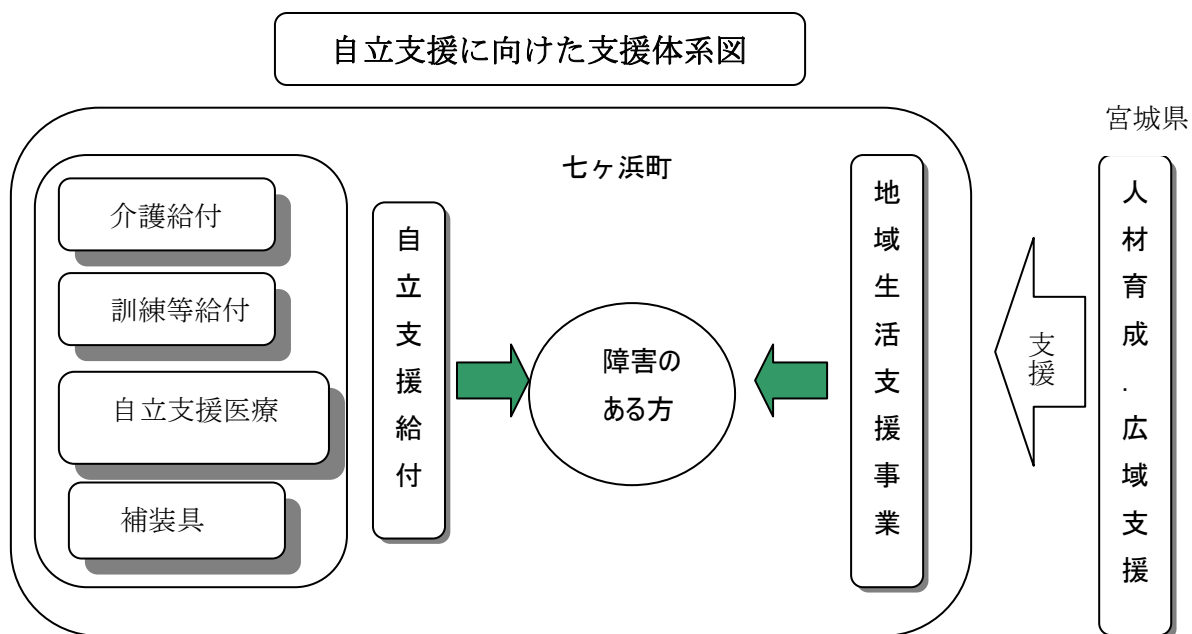
■計画の位置づけと期間

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、市町村に策定が義務付けられている計画です。

障害者総合支援法の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として策定するものです。

本計画は、障害者基本法に基づく障害者施策の基本的な方向性を定めた「七ヶ浜町障害者福祉計画（第 2 期障害者プラン）」の一部をなすものであり、障害者に関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定め、計画的な基盤整備を進めることと位置付けております。

このことから、「七ヶ浜町障害福祉計画」策定にあたっては、これまでの第 3 期計画を踏まえ、第 4 期の計画期間を平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間としております。



1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【第4期計画】

区 分	数 値	考え方
平成 25 年度末時点の 施設入所者数 (A)	8 人	平成 25 年度末現在の施設入所者数
平成 29 年度末の 入所者数 (B)	7 人	平成 29 年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込 (A-B)	1 人	平成 25 年度末より 4%以上削減を基本とする。 介護保険施設等への移行者を含む人数。
	12.5%	
【目標値】 地域生活移行者数	1 人	(A) の 12%以上が地域生活へ移行することを 基本とする。グループホーム等へ移行した人数
	12.5%	

【実 績】

施 設 区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
施設入所者減少数	1	0	0	1
地域生活移行者数	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

■ 進捗状況及び今後の数値目標について

当町における障害者の入所施設については、県内の 7 施設において施設入所支援等のサービスを受けております。現在の入所者は障害の程度が重度の方及び高齢者となっておりますので、定員削減の特殊要因による地域移行及び新たな地域生活移行者は見込めません。

(単位：人)

	平成 26 年度 まで	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域移行者見込数	1	0	0	1

2 地域生活支援拠点等の整備

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

国の新しい指針では、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することとあります。

当町では、障害者の支援施設等が限られるため、宮城東部地域自立支援協議会を中心に広域的な取組みを行い、地域の社会資源を最大限に活用できるように地域生活支援拠点等の整備を強力に推進します。

3 福祉施設から一般就労への移行

（１）一般就労移行者数

【第 4 期計画】

項 目	数値	考え方
平成 24 年度の 一般就労移行者数	1 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標値】 平成 29 年度の 一般就労移行者見込数	2 人	平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上 を基本とする。平成 29 年度において福祉施設 を退所し一般就労する者の数

*福祉施設からの移行とは、就労移行支援又は就労継続 A 型施設等から一般就労に移行すること。

【実 績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉施設から一般就労移行者数	1	0	0

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

平成 26 年度までの状況をみると、ハローワークにおいても一般就労移行先の確保が難しく、障害者の一般就労が困難となっています。これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉施設から一般就労移行者見込数	0	1	1

(2) 就労移行支援事業の利用者数

【第 4 期計画】

項 目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	10 人	平成 25 年度において就労移行支援事業所を利用する者の数
【目標値】 平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	16 人	平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加することを目標とする。

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

平成 26 年度までの状況をみると、就労移行支援事業所が少ないので、定員に余裕がなく利用しにくい状況にあります。地域の社会資源が不足しておりますので、就労移行支援事業所の充実を推進して行きます。

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援事業の利用者数	10	12	16

(3) 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

【第4期計画】

項 目	数値	考え方
就労移行支援事業所数 (A)	1ヶ所	平成29年4月1日現在の就労移行支援事業所数
就労移行率3割以上の事業所数 (B)	1ヶ所	平成29年度における就労移行率3割以上の事業所数
【目標値】 就労移行率3割以上の事業所の割合 (B) / (A)	100%	平成29年度における就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とする。

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

平成26年度までの状況をみると、就労移行支援事業所が少なく事業所からの一般就労も平成24年度以来実績がありません。障害者の一般就労が困難となっておりますので、就労移行支援事業所の充実を推進して行きます。

第 2 節 障害福祉サービス

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(4) 同行援護

視覚障害により、移動に著しく困難を有する人に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報の提供を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【第 3 期計画】

サービス名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	時間	人数	時間	人数	時間	人数
居宅介護（ホームヘルプ）	138	4	193	5	227	6
重度訪問介護						
行動援護						
同行援護						
重度障害者等包括支援						

単位：時間分（1月当たりの総利用時間）、人分（1月当たりの実利用者数）

【実 績】

サービス名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	時間	人数	時間	人数	時間	人数
居宅介護（ホームヘルプ）	138	4	184	6	238	9
重度訪問介護						
行動援護						
同行援護						
重度障害者等包括支援						

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

日中活動系（生活介護等）を利用することによる利用減少が見られますが、障害者並びに介護者の高齢化や家庭環境の多様化により、介護保険での不足分を障害者のサービスで補う方などが増加傾向にあります。また、計画相談支援が充実したことにより、利用者のニーズにきめ細かく対応していることによる増加が見られることから、今後も増加傾向にあると予想されます。

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	時間	人数	時間	人数	時間	人数
居宅介護（ホームヘルプ）	290	10	348	12	406	14
重度訪問介護						
行動援護						
同行援護						
重度障害者等包括支援						

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(5) 就労継続支援（A型、B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(6) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

(7) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する方が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事等の介護を行います。

【第3期計画】

サービス名	単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日分	308	310	396
	実利用者数	17	17	18
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
就労移行支援	人日分	188	190	264
	実利用者数	10	10	12
就労継続支援 （A 型＝雇用型）	人日分	83	85	132
	実利用者数	4	4	6
就労継続支援 （B 型＝非雇用型）	人日分	612	676	698
	実利用者数	32	35	36
療養介護	人日分	238	221	240
	実利用者数	8	8	8
短期入所 （ショートステイ）	人日分	55	82	65
	実利用者数	9	11	13

単位：人日分（1月当たりの総利用日数）、人分（1月当たりの実利用者数）

【実 績】

サービス名	単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日分	308	284	293
	実利用者数	17	16	16
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0	31
	実利用者数	0	0	1
就労移行支援	人日分	188	197	107
	実利用者数	10	10	7
就労継続支援 （A 型＝雇用型）	人日分	83	94	186
	実利用者数	4	5	9
就労継続支援 （B 型＝非雇用型）	人日分	612	643	799
	実利用者数	32	34	42

療養介護	人日分	238	229	246
	実利用者数	8	8	8
短期入所 (ショートステイ)	人日分	55	77	56
	実利用者数	9	11	10

単位：人日分（1月当たりの総利用日数）、人分（1月当たりの実利用者数）

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

（１） 生活介護

第4期計画では過去の実績等を考慮し、1人1月あたり19日利用するものとして算出しています。生活介護利用者のほとんどが重度障害のため、今後も障害支援区分が重度の方については、生活介護サービスのニーズが高いと考えられます。また、施設入所者の日中活動サービスとしても利用されており、今後の重度障害者の利用増加については、支援学校卒業生及び転入者等が予想されます、これらについては増加傾向と思われます。実施事業所の定員及び実施施設が少ない現状で、高まる利用者のニーズに対応するため、早急な実施事業所の施設基盤整備が望まれています。

サービス名	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日分	380	399	418
	実利用者数	20	21	22

（２）（３） 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練については、身体障害者が対象となっていますが、実施事業所が少ないことや、重度障害者が生活介護へ移行したことにより、機能訓練サービス受給者の実績はありません。今後も機能訓練サービス受給者については、第3期計画と同様に微増と考えられます。

生活訓練については、知的及び精神障害者が対象となっていますが、機能訓練と同様に実施事業者が少ない。地域生活移行を図るため一定の期間を決めて訓練を行うため、利用者数についてはあまり変化が無いと考えられます。

サービス名	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	53	53	23
	実利用者数	2	2	1

(4) 就労移行支援

実施事業所の定員が不足しており、支援学校による就労移行支援施設への実習は行っていますが、一般就労を目指す卒業生の利用が出来ていないのが現状であります。早期の利用定員の整備を図り、国の基本指針にあるように一般就労に向けた支援が必要となるため、見込については微増と考えられます。

サービス名	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	人日分	180	216	288
	実利用者数	10	12	16

(5) 就労継続支援（A 型、B 型）

就労継続支援 A 型は、新たな事業所の開設に伴う利用や就労移行支援利用からの移行者の増加が予想されます。就労継続支援 B 型は就労移行支援利用からの移行や他施設からの移行者等により増加が予想されます。

サービス名	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 (A 型＝雇用型)	人日分	221	231	273
	実利用者数	11	12	13
就労継続支援 (B 型＝非雇用型)	人日分	924	966	1008
	実利用者数	44	46	48

(6) 療養介護

療養介護については給付対象者が限られており、利用者数等については現状からの増減は考えにくい状況です。

サービス名	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	人日分	217	217	217
	実利用者数	7	7	7

(7) 短期入所（ショートステイ）

短期入所については、利用者が増えておりますが、受け入れ事業所が少なく基盤整備も進んでいない状態により、実績数値の伸びはみられませんでした。

第4期の計画数値については、実績及び利用者のニーズも考慮した増加分を見込んだ数値としました。

サービス名	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉型 短期入所 （ショートステイ）	人日分	57	63	69
	実利用者数	10	11	12
医療型 短期入所 （ショートステイ）	人日分	7	14	21
	実利用者数	1	2	3

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。平成26年度に制度改正により共同生活介護（ケアホーム）が一元化されております。

(2) 施設入所支援

施設に入所している人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【第3期計画】

サービス名	単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数	12	13	14
施設入所支援	実利用者数	8	8	9

単位：人分（1月当たりの実利用者数）

【実 績】

サービス名	単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数	12	12	14
施設入所支援	実利用者数	8	8	8

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

共同生活援助（グループホーム）については、地域生活への移行に取り組むため、また、障害者や介護者の高齢化により生活スタイルに合わせ、家族から独立して生活する見込みのある人などを踏まえて増加する傾向にあります。

施設入所支援につきましては、入所者の高齢化により介護保険施設等への移行を見込んでおります。

サービス名	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数	15	16	18
施設入所支援	実利用者数	8	8	7

4 指定相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障害者や保護者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整を行うほか、サービス等利用計画の作成、サービス事業者等の連絡調整、モニタリングを行います。

(2) 地域移行支援

施設入所者や精神科病院に入院している精神障害のある方に、住居の確保、その他の地域生活へ移行するための活動に必要な相談その他の必要な支援を行います。

(3) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者や、同居している家族からの緊急時の支援が見込めない利用者が、障害の特性に起因して生じた緊急事態への対応や相談を行います。

【第3期計画】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	1	5	8
地域移行支援	0	0	1
地域定着支援	0	0	1

単位：人分（1月当たりの実利用者数）

【実 績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	1	48	97
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

単位：人分（1年当たりの実利用者数）

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

計画相談支援につきましては、相談支援事業所を中心に平成 24 年度から平成 26 年度まで、障害福祉サービスを利用している全ての方を対象に実施してまいりました。今後は新規利用者及び継続利用者に対し、きめ細かい計画相談支援を提供していくため更なる充実を図ります。

地域移行支援及び地域定着支援は実施事業所が少ないため、利用者の増加は見込めません。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	100	103	106
地域移行支援	0	0	1
地域定着支援	0	0	1

単位：人分（1 年当たりの実利用者数）

5 障害児支援

(1) 児童発達支援

障害児に施設等に通所させることで、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

(2) 医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行うものです。

(3) 放課後等デイサービス

学齢期の障害のある児童の居場所の確保として、授業の終了後又は休業日に施設等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進を行います。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。

【第3期計画】

サービス名	単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	人日分	0	0	2
	実利用者数	0	0	1
放課後等デイサービス	人日分	21	19	21
	実利用者数	4	4	4

単位：人日分（1月当たりの総利用日数）、人分（1月当たりの実利用者数）

【実 績】

サービス名	単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
医療型 児童発達支援	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	21	20	29
	実利用者数	4	4	6
保育所等訪問支援	人日分	0	0	2
	実利用者数	0	0	2

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

(1) 児童発達支援

障害のある未就学児童を対象に、療育の観点から施設等に通所させることで日常生活における基本的な動作の指導、知的技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。乳幼児健診等で療育の必要性があると認められる場合があり、実施事業所も増加傾向にあるため利用者は微増と考えられます。

サービス名	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日分	5	5	10
	実利用者数	1	1	2

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象としており、実施事業所も無いことから利用者は見込めません。

サービス名	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療型 児童発達支援	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

(3) 放課後等デイサービス

児童の授業の終了後又は休業日の利用について、利用者が増加傾向にあります。実施事業所も増加傾向にあるため今後も増加傾向にあると考えます。

サービス名	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
放課後等デイサービス	人日分	35	40	45
	実利用者数	7	8	9

(4) 保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行うため、平成 26 年度よりサービス提供実施事業所が新設されたことにより、実績を考慮して利用者等を見込みました。

サービス名	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育所等訪問支援	人日分	2	2	2
	実利用者数	2	2	2

6 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援

障害児や保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整を行うほか、サービス等利用計画の作成、サービス事業者等の連絡調整、モニタリングを行います。

【実 績】

サービス名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害児相談支援	0	0	8

単位：人分（1 年当たりの実利用者数）

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

障害児相談支援につきましては、相談支援事業所を中心に平成 24 年度から平成 26 年度まで、障害福祉サービスを利用している全ての児童を対象に実施してまいりました。今後は新規利用者及び継続利用者に対し、きめ細かい障害児相談支援を提供していくため更なる充実を図ります。

サービス名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	8	9	10

7 見込量確保のための方策

<訪問系サービス>

今後も障害者や介護者の高齢化に伴い利用希望の増加が見込まれます。加えて精神障害者や障害児の利用の増加が見込まれています。また、計画相談支援を充実させたことでよりきめの細かいサービス提供が出来るようになりました。今後はさらにそれぞれの障害の特性を理解した質の高いサービスが求められております。利用者のニーズを的確に把握し、サービスを提供する際のケースへの関わり方等について、特に居宅介護については、利用者及び事業所と引続き連携を図りながら支援していきます。

<日中活動系サービス>

生活介護については重度障害者のニーズが高く、実施事業所に対しては定員の増加等施設整備について今後とも広域的に働きかけを行います。

自立訓練については、実施事業所が少ないため情報提供を行います。

就労移行支援については、近隣にはあるものの定員に空きが無く利用できにくくなっておりますので、定員の増加等について実施事業所に対し働きかけを行います。

就労継続支援についてはB型実施事業所が当町にも開所し、近隣市町においても利用者のニーズに対応できる環境となっています。今後も引続き利用希望者に対する情報提供を図ります。

療養介護につきましては、ニーズ等とサービス提供のバランスが保たれており、引続き支援を行っていきます。

短期入所については、重度障害者及び児童の受け入れ体制が、利用者のニーズに十分対応できていない状況となっています。定員の増加等について実施事業所に対し働きかけを行います。

<居住系サービス>

共同生活援助（グループホーム）、については、施設入所者の地域生活移行や家族から独立して生活する見込みのある人などを踏まえて、更なる整備の必要性があります。そのため引続き、本町内に限定せず、近隣市町等の広域的なレベルで指定事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の整備を図ります。

<指定相談支援サービス>

地域で生活できる環境が整えられるよう、相談支援事業所に計画相談支援について必要な情報提供をするとともに、医療機関や関係機関の協力・連携を図り、地域住民の理解と協力を求めています。

<障害児支援>

児童発達支援及び医療型児童発達支援については利用実績が無いため、引続き情報提供を行ってまいります。

放課後等デイサービスについては、就学児の利用希望が多いため、町では利用ニーズにあわせ、日中一時支援事業での対応を行っております。また広域的にも近隣市町で新たに実施事業所が整備されております。今後とも利用者のニーズを考慮したサービス提供が行えるよう、実施場所を町内に限定せず広域的に事業者に対し働きかけていきます。

保育所等訪問支援については、近隣に実施事業所が初めて開設されたことにより、利用希望者へ情報提供を図って行きます。

<障害児相談支援>

障害児が地域で生活できる環境が整えられるよう、相談支援事業所に障害児相談支援について必要な情報提供をするとともに、医療機関や関係機関の協力・連携を図り、地域住民の理解と協力を求めています。

第3節 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	有	有	有

(3) 相談支援事業

障害のある人本人や障害のある児童の保護者、介護者からの相談支援等を行います。

①障害者相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整や障害者のための権利擁護を行います。地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについて、宮城東部地域自立支援協議会において設置に向けた検討を行います。

②基幹相談支援センター

自立支援協議会の運営や各相談支援事業所との調整、就労支援の強化、成年後見制度の利用支援など、広域的な調整及び一般相談や困難事例への個別相談を行います。

③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居について、支援します。

(4) 成年後見制度^{*注}利用支援事業

障害福祉サービスを利用又は利用する予定のある、身寄りのない重度の知的障害者及び精神障害者のうち、民法に定める後見開始等の審判の請求を行うことが必要で、後見人等への報酬等の経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対し、同制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施します。

【第3期計画】

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(3) ①障害者相談支援事業	1	2	3
②住宅入居等支援事業	0	0	1
(4) 成年後見制度利用支援事業	1	1	1

単位：箇所（各事業を実施する事業所数）

【実績】

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(3) ①障害者相談支援事業	1	2	2
②住宅入居等支援事業	1	1	1
(4) 成年後見制度利用支援事業	1	1	1

※注 **成年後見制度**とは、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方が悪徳商法や詐欺、金銭搾取などの財産侵害や人権を損なわれたりすることが無いように後見人等による財産管理などの支援を行うことです。

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

障害者相談支援事業につきましては、情報提供や助言が最も多く、関係機関との連絡調整が重要となっています。事業を効果的に行うため、近隣2市3町においてネットワーク構築を図り、「宮城東部地域自立支援協議会」を設置しました。また、平成25年度には障害者の相談事業を充実するため七ヶ浜町社会福祉協議会において相談事業所を新設し、この自立支援協議会において関係機関と連携を図り、広域的な働きかけを行います。

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(3) ①障害者相談支援事業	2	2	3
②基幹相談支援センター	1	1	1
③住宅入居等支援事業	1	1	1
(4) 成年後見制度利用支援事業	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	0	0	1

(6) 意思疎通支援

難聴、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通に支障がある方のために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣などを行います。

【第3期計画】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
意思疎通支援事業	実利用者数	2	2	2
	利用延件数	23	22	22

単位：人分（1年当たりの実利用者数）、件分（1年当たりの実利用件数）

【実績】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
意思疎通支援事業	実利用者数	2	1	2
	利用延件数	23	11	13

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

サービス利用希望量の把握が困難な状況となっている中で、広報活動等により潜在的なニーズ量把握が急務と考えております。今後ともニーズ把握に努めますが、利用対象者は微増と考えられます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
意思疎通支援事業	実利用者数	2	2	2
	利用延件数	15	15	15

(7) 日常生活用具の給付

補装具以外の機器等で、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

【第3期計画】

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活用具等給付事業	226	236	248
①介護・訓練支援用具	3	3	3
②自立生活支援用具	3	3	3
③在宅療養等支援用具	2	3	3
④情報・意思疎通支援用具	3	3	3
⑤排泄管理支援用具	215	223	235
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	1	1

単位：件分（1年当たりの給付等件数）

【実績】

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活用具等給付事業	226	219	281
①介護・訓練支援用具	3	2	3
②自立生活支援用具	3	3	3
③在宅療養等支援用具	2	4	4
④情報・意思疎通支援用具	3	2	5
⑤排泄管理支援用具	215	206	264
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	2	2

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

日常生活用具については、ストマ給付の対象者が年々増加しているため、給付件数も増加と見込まれます。その他の給付項目につきましては、微増と考えられます。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具等給付事業	292	304	318
①介護・訓練支援用具	3	3	3
②自立生活支援用具	3	3	3
③在宅療養等支援用具	4	4	5
④情報・意思疎通支援用具	4	4	5
⑤排泄管理支援用具	276	288	300
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

■進捗状況及び今後の数値目標について

近隣市町が共同で宮城県聴覚障害者福祉協会へ研修事業を委託し、手話通訳者の養成に努めるとともに、その充実を図って行きます。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	有	有	有

(9) 移動支援

介護給付の対象とならないケースにおいて、円滑に外出することができるよう移動に係る支援を行います。

【第 3 期計画】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用時間数	78	312	552
実利用者数	1	3	4

単位：時間（1年当たりの延利用時間数）、人分（1年当たりの実利用者数）

【実 績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用時間数	78	193	310
実利用者数	1	3	10

■進捗状況及び今後の数値目標について

障害者の社会参加が促進されたことにより、利用者は増加傾向にあります。今後も地域で暮らしやすい社会に取り組むため、新たな利用者の増加が見込まれます。利用者のニーズにあった支援を行うことにより、支援量の増加が見込まれます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込時間数	372	434	496
実利用者見込数	12	14	16

(10) 地域活動支援センター

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進等の便宜を図ります。

【第 3 期計画】

地域活動支援センター	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	27	25	25

単位：箇所（各事業を実施する事業所数）

【実 績】

地域活動支援センター	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数	1	1	1
実利用者数	27	26	26

単位：1 月当たりの人数

■進捗状況及び今後の目標数値について

平成 21 年 4 月よりあさひ園が、小規模作業所から地域活動支援センターへ移行となり、三障害同一支援施設として運営されています。利用者の見込としては、近隣市町の就労継続支援事業所定員にまだ空きがあるため、増減は考えにくい状況です。

地域活動支援センター	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	27	27	27

(11) 日中一時支援

障害者や障害児に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的訓練等を行います。

【第3期計画】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数	49	49	30
利用見込み者数	5	5	5

単位：回数（1月当たりの延利用回数）、人分（1月当たりの実利用者数）

【実績】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数	49	47	47
実利用者数	5	5	5

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

日中一時支援においては、就学児の放課後等デイサービス利用が困難な状況から、町独自で放課後ケア区分を設定し、利用者のニーズに対応してきました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数	47	38	38
実利用者数	5	4	4

(12) 訪問入浴サービス

重度の身体障害者に対し、浴槽等の機材を搬入することにより、居宅においての入浴サービスを提供します。

【第3期計画】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数	10	36	48
実利用者数	2	1	1

単位：回数（1年当たりの延利用回数）、人分（1年当たりの実利用者数）

【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用回数	10	41	48
実利用者数	2	1	1

単位：回数（１年当たりの延利用回数）、人分（１年当たりの実利用者数）

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

訪問入浴については、実施事業所はあるものの新たな利用者の増減は見込めません。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用回数	50	50	50
実利用者数	1	1	1

(13) その他の事業

見込量の設定は行いませんが、次の事業も地域生活支援事業としての実施に向けて計画いたします。

○ 社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するため、「声の広報」の発行、自動車改造費や運転免許取得費の助成などの事業を行います。

(14) 見込量確保のための方策

地域生活支援事業については、町が実施主体となり、主に指定事業所等へ業務を委託し、よりよいサービスを提供することが重要と考えています。そのため、町内に限定せず、近隣市町等の広域的なレベルで事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の整備を図ります。また、実施事業について広報通知等により情報提供を図り、ニーズ把握に務め関係機関、実施事業所との調整を図ります。

第4節 地域自立支援協議会

(1) 宮城東部地域自立支援協議会

地域の障害福祉に関する課題等について、地域全体の共通認識のもとで解決を図るとともに、関係機関によるネットワーク構築の方策検討等情報の共有化により効果的な運営体制を行います。

【第3期計画】

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域自立支援協議会	1	1	1

【実績】

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域自立支援協議会	1	1	1

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

地域において障害者の生活を支える相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たし事業を効果的に行うため、近隣2市3町においてネットワーク構築を図り、「宮城東部地域自立支援協議会」を設置しました。協議会では今後も制度改正を見定め、誰もが安心して暮らしやすい地域づくりに取り組めます。

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域自立支援協議会	1	1	1

(2) 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待防止法が施行され当町では障害者虐待防止センターを設置し、相談支援事業所と連携を図り障害者の虐待の防止、普及啓発等に取り組んでおります。

第5節 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理

障害者総合支援法においては計画の定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときには、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCA）サイクルとされています。

PDCA サイクルとは

- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

(障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)

